#### SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section



〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 **2** 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141 青法協H.P http://www.seihokyo.jp

ぜひ、被災地への来訪を 東 忠宏
人間関係を含め生活手段を根こそぎ破壊ー原発事故による放射線物質汚染はまさに「公害」 渡邊 純
「避難の権利」確立に向けて一福島の子どもたちを守る法律家ネットワークの取り組み 河崎健一郎
福島原発災害連続講座第2回「原子力損害賠償制度の概要と課題」に参加して 生駒亜紀子
裁判員裁判の実相 値

一千葉大生殺害事件傍聴記─裁判員裁判における被害者参加人意見陳述と法廷の変容 梶原利之
和解の基本合意に至るまでのあゆみ─全国B型肝炎訴訟 島田 度
教科書調査員の名簿開示を命令─横浜地裁判決と神奈川の教科書問題 佐藤満喜子
武富士・創業家を一斉提訴─会社更生手続の適正化を追及 及川智志
時給1000円以上の最低賃金の実現を─最低賃金裁判を横浜地裁に提訴 田渕大輔
「つくる会」及び「育鵬社」の歴史・公民教科書採択に反対する声明を発表 青法協弁学合同部会



めざせ「グリーン電力」!(東京・新宿)

#### ぜひ、被災地への来訪を

#### 宮城 東 忠宏

(気仙沼ひまわり基金法律事務所)

二 視察について

れば、じっくり見て回っても、終日あれば足りるば、気仙沼・南三陸、陸前高田の浸水地域にかぎー(貸し切りで一時間五○○○円程度)を用いれ現地視察であれば、レンタカー、またはタクシ

ます。被災したわが家にも、 要ですが、私は、弁護士も他の職業同様、被災地でボランティアをされることも考えてほしいと思い をお願いしました。宮城県・気仙沼を例に、ボランティア活動の始め方などをお伝えします ありがたいことに、被災地のために何かしたい、という声をよく寄せてもらいます。法律相談も重 普段は力仕事とは無縁のさまざまな年齢層の方に、瓦礫撤去や泥出.

### 気仙沼市の所在、移動

関沢から在来泉 (大路要泉) で一寺間二〇分程度関沢から在来泉 (大路要泉) で一寺間二〇分程度(同八〇〇〇円程度)、陸前高田市までは四〇分程度(同八〇〇〇円程度)、陸前高田市までは四〇分程度(同八〇〇〇円程度)です。

お越し下さい。

をはり一ノ関駅をめざすことになります。 関駅を、あるいは仙台空港から仙台駅へ行って、 関駅を、あるいは仙台空港から東北本線で一ノ 関駅がら在来線(大船渡線)で一時間二〇分程度 関駅を、あるいは仙台空港から山台駅へ行って、

移動方法

を思われます。

気仙沼を例に、ボランティア活動の始め方などをお伝えします。

気仙沼を例に、ボランティア活動の始め方などをお伝えします。

### 一 ボランティアについて

福祉協議会などでボランティア保険に加入の上でボランティアを行う場合は、必ず、地元の社会

ル、長靴」が欠かせません。
防塵マスク(被災地は埃が酷いです)、防塵ゴーグの心を装備として、「ゴム製の耐油手袋、

宿泊については、現地ホテル・旅館は復興関係 業者がほぼ押さえていますから、一関から通われたり、また、車中・テント泊というのが実情です。 ある活動が記されていますが、泥出し、清掃のがある活動が記されていますが、泥出し、清掃のがある活動が記されていますが、泥出し、清掃のがある活動が記されていますが、泥出し、清掃のがある活動が記されていますが、水出し、清掃のがある活動が記されていますが、現地ホテル・旅館は復興関係

ター(0226−22−0722)に直接来てもら当日午前八時三○分受付開始のボランティアセン当の人がランティアセンの人がある。

フレキシブルな対応がなされています。 い、被災者からの依頼に応じて人数を派遣する、

#### 四 被災地を見ていただきたいこと

私も全国から来られる弁護士、報道関係者、 大

ングなものがあります。 悪臭と無数のハエが舞う被災地の風景はショッキ 瓦礫、それが取り除かれた荒れ地となっており、 際はもっと酷いとお話しされます。視野すべてが が、異口同音に、報道で知っているはずなのに実 学関係者などの訪問を受けることが多いのです

四カ月以上が経過する中で瓦礫の風景を見 なっています。

しかし、私たち被災地の者は、震災から

慣れ、ハエにたかられるのも日常のことに

の声を出す契機を逃しかねないものです。 強い東北人の気質もあり、復興へのさらなる援助 適応力は、被災地が現状を当然に受け入れ、 この被災地―他地域間のギャップ、人間の環境

です。 訪問は迷惑かと配慮してもらう段階は過ぎたはず また渋滞も酷くなくなりましたので、被災地への 幸い気仙沼は、物流はある程度回復しており、

たいこと、そのために、ボランティア、また視察 考えていただきたいこと、そして、復興が成った 暁にはぜひ被災地を再訪してまた驚いていただき こと、復興に必要な援助について外部の目からも について紹介した次第です。 まず、被災地の現状を多くの人に見ていただく

ました。大人数でするので、そう大変でもなく、 清々しい体験でした。 大島へボランティア (清掃、 後記 八月上旬、事務所一同で気仙沼の離島・ 荷出し) に行ってき

階の入り口が瓦礫で覆われ、前の道路が水没 端に寄せられ重機が通れるようになった。 た気仙沼市中心地、とりあえず瓦礫が道路 している。写真下、震災から三週間が経過し 写真上、 一階左側、 内部浸水)の被災直後の外観。 気仙沼ひまわり基金法律事務

# 人間関係を含め生活基盤を根こそぎ破壊

# 言数による放射線が当時を決つまるに「公言

福島 渡邊

純

が、その日のうちに、福島第一原発での非常事態 きた。信じられない思いでテレビに見入っていた 石巻市、相馬市などでの津波の光景が目に入って 帰宅し、テレビを点けたところ、仙台市若林区 じて使えたが、水道が止まった。家族と合流して そのものの大きな損傷は免れ、また電気もかろう 年三月一一日の震災により、自宅は、躯体 福島県郡山市に住んでいる。二〇一一

きは、「避難するといっても、チェルノブイリクラ うしよう」と会話したことを覚えている。そのと もかく、ちょうど結婚をしたころ、妻と、「チェル 緒に活動していたのが現在の妻である。それはと であり、核兵器廃絶運動をしていた。そのころ、 ノブイリみたいなことが福島原発で起こったらど 私は、チェルノブイリ原発事故のころ、大学牛 の報道が入ってきた。

場所はない」という結論だった。 スの事故があったら、日本中どこにも安全な避難 こるとは本気で考えていなかったように思う。 今にして思えば、本当に今回のような事故が起

い出しや水の配給に外出する日々が続いた。 収集して自分たちを落ち着かせながら、食料の買 るようになった。毎日の放射線量を確認し、情報 らは、郡山市内でも放射線量の高まりが報じられ あちこち大渋滞が起きている。 難しようにも、鉄道は動いていない。道路は、 えずとどまる」だった。しかし、三月一五日ころか ソリン不足の中、ガソリンスタンドに並ぶ車で、 々に爆発事故が報道される不安の中、妻と 避難すべきかどうか議論した。しかし、 結論は、「とりあ 避

三月末、小学生の娘だけでも、とりあえず避

させなかったら、将来、晩発性障害で娘を殺すこ 難させようと考え、妻と二人で娘を説得した。し なことを考えていたと思う。 おそらく、福島県内のどこの家庭でも、 か、少し安堵する気持ちになりつつも、いま避難 かし、結局娘は首を縦に振らなかった。私はなぜ とにならないかという暗澹たる思いにかられた。 同じよう

ころまで津波が押し寄せ、見渡すかぎりの平面が もひどい状態で、海から四キロも内陸に入ったと 南相馬の現地調査に向かった。津波被災地はどこ ようになってきた。そのころ私は、あちこちから 「南相馬がひどいことになっている」と聞き、四月 | 中心にして、避難所での相談が議論される 他の青法協会員ら数名の弁護士と、 月末ころから、弁護士会の災害対策本部を 相馬·

のすさまじさに言葉を失った。がれきで埋め尽くされているのを実際に見て、そ

しかし、ある意味で、それ以上に衝撃を受けたのは、南相馬市原町区の住民の皆さんから聞き取りをした時だ。原町区の大部分は、当時は、屋内りをした時だ。原町区の大部分は、当時は、屋内とがたたちも戻りはじめていた。しかし、地域に戻た人たちも戻りはじめていた。しかし、地域に戻た人たちも戻りはじめていた。しかし、地域に戻た人たちを待っていたのは、水・食料などの物質、そして信頼に足る情報の、圧倒的な不足であった。

「市で水や食料の配給をしてくれていたが、それも底を尽き、配給を止めると言っている。でもれができない。お店も開いていない。外に出ても安ができない。お店も開いていない。外に出ても安全なのか情報がない。新聞や手紙も配達が止まっている。国は、行政は、一体何をしてくれているでもかいる。国は、行政は、一体何をしてくれている。でもからない。このままでは生殺しだ」という声をあちこちで耳にした。そこには、絶望に近い怒りの感情が渦巻いていた。

れ続けている。福島県の調べでは、避難者は一〇地の実情は大きな変化はない。浜通りや中通りの地の実情は大きな変化はない。浜通りや中通りの広範な地域では、いまだに高い放射線量が観測され続けている。福島県の調べでは、避難者は一〇

万人に近いが、その大部分は原発事故にともなう 避難指示などによるものである。地域の除染など はほとんど手つかずのままであり、避難者が元の 居住地に戻れる見込みも立っていない。原発事故 により、さまざまな経済的被害を受けた事業者へ の賠償も、まだ仮払いが始まったばかりで、避難 指示や出荷制限が出されていない地域については、 仮払いのめどすら立っていない。

定され、生活保護を打ち切られた……。一五〇世帯が義援金や東電の仮払補償金を収入認南相馬では、生活保護世帯約四〇〇世帯のうち

れ は、福島第一原発の事故による放射性物質 た染は、まさに「公害」にほかならないと思 う。東京電力という事業者が、原発事故によっ す。東京電力という事業者が、原発事故によっ する、本を、土を汚したことは、紛 れもない事実だ。

確かに、政府がいうように、線量が飛び抜けて 高い地域以外では「直ちに健康に影響はない」のか も知れない。しかし、政府の指示などの基礎になっている国際放射線防護委員会(ICRP)の各 種勧告ですら、どんなに低レベルの被曝であって も、長期間にわたる健康被害のリスクを否定する ことはできていない。そうであるならば、これを 「公害」と呼ぶ以外にはない。

☆ 害」としての原発事故に対する救済は、金ですむ話ではない。まき散らされた放射性物質により、住み慣れた家を、地域を、仕事を捨て、家族と離ればなれに避難せざるを得なくなった家庭、事業継続の基盤を失った会社、将来の健康被害を心配しながら子どもを学校に通わせている親……。安心して生活できる地域、人間関係をも含めた生活基盤そのものを根こそぎ破壊するのが原発事故の本質ではないか。それは、非人道的が原発事故の本質ではないか。それは、非人道的が原発事故の本質ではないか。それは、非人道的が原発事故の本質ではないか。それは、非人道的が原発事故の本質ではないか。それは、非人道的が原発事故の本質ではないか。

そうだとすれば、あるべき救済は、金銭賠償に そうだとすれば、あるべき救済は、金銭賠償に をどまるものではない。地域の除染や放射線防護 をどまるものではない。地域の除染や放射線防護 とどまるものではない。地域の除染や放射線防護

現在、福島の会員は、各地での避難所相談、会などで、重要な役割を果たしている。しかし、会などで、重要な役割を果たしている。しかし、会などで、重要な役割を果たしている。しかし、会などで、重要な役割を果たしている。

人は知恵を。力のある人は力を。そして、心を」全国の会員の皆さまにお願いしたい。「知恵ある

## 「避難の権利」確立に向けて

# 福島の子どもたちを守る法律家ネットワークの取り組み

## 東京弁護士会河崎健一郎

「小 児科医の人たちは立ち上がってくれないんですか」

会場で、そんな言葉を投げかけられた。市内の福祉施設で開かれた「放射能から子どもたちを守る福島ネットワーク」の主催するイベントすっくと伸びた立葵も眩しい六月の初旬、福島

曝診断などが行われていた。

「場合」が結成されたことが報告され、健康相談や被力」が結成されたことが報告され、健康相談や被がの診察にもあたった山田真医師らを中心に「放どの診察にもあたった山田真医師らを中心に「放

ら言った。

さる一言だった。

った。
や危険性についての講演に聞き入る目は、真剣だを危険性についての講演に聞き入る目は、真剣だえた家族連れか母子だった。放射線被害の防ぎ方会場に集まった人の多くは、小さな子どもを抱

「い ますぐにでも、避難したい気持ちはある

相談を受けたある人は一歳の娘を胸に抱きなが

「でも……実際には、避難なんて到底できる状況じゃないんです。お金の問題ももちろんあるけど、仕事を辞められないし、避難して頼るあてもない。何よりも、周囲の空気が、自分だけ避難するなどということを認めてくれる状況じゃないんです」

切々と語る彼女の真剣さは伝わってきた。半分も理解できていないのだと思う。それでも、東京に住む自分にはおそらく彼女の苦しみは

強制避難区域ではない。だから行政の支援はかでランダや学校のグラウンドから検出された。そんな中、今日も子どもたちは部活や遊びで泥にまんな中、今日も子どもたちは部活や遊びで泥にまみれて帰ってくる……。

低線量被曝による健康被害は心配しなくてよいとTVや新聞は言うけれど、自分はこのところ体とTVや新聞は言うけれど、自分はこのところ体果たして被曝の影響なのかどうか分からないけれど、万が一のことがあったときに、子どもに対して申し訳なくて……。

相 避難でないことの難しさ」だった。 談者たちが一様に口にするのは、 いっそ 「強制

任が明確となり、 強制避難であれば、 支援が受けられるのではない 避難に対する行政や東電の青

壊をともなう。 強制避難は、それ自体が必然的に大きな生活破 そんなことを言う人までいた。

家は何もしてくれないんですか、そう問われてい の状態に自分たちは追い込まれているのに、法律 難の方が、などと言わざるを得ない、そんな究極 承知していたのだろう。 るような気がした。 私に語りかけた人も、 それでも、いっそ強制避 強制避難の大変さは百も

えている。

ても言い訳けじみて聞こえてしまいそうで、途中 れていることなどを説明しようとしたが、どうし みとどまりながら、 と、地元弁護士会の方々が、歯を食いしばって踏 法律相談などの形で被災地の支援に入っているこ 弁 を出していることや、数多くの弁護士が 護士会がこの関係でいくつもの会長声明 被災からの復興に力を尽くさ

人の弁護士として、問われているのはそれに尽 結局、 目の前の相談者に自分がどう関わるか、 で止めた。

きることを認めざるを得なかったからだ。

Lawyer's Network 法律家ネットワーク(Save Fukushima Children 律家の集まりである「福島の子どもたちを守る 立に参加した。 たちの「自主」避難の支援に特化した法 んな経験を踏まえ、避難区域外の子ども 略称SAFLAN)」の設

権利」を確立したいと考 SAFLANの活動を通じて私たちは、

「避難 Ö

る と、これが私たちの考え 的な保護が与えられるこ らの避難者と遜色ない公 をすると選択した人に対 報が適時・適切に提供さ 選択するために必要な情 しては、強制避難区域か れること、そして、避 避難をするかどうかを 「避難の権利」である。

ず私たちが示し かし何よりもま

たかったのは、連帯の姿

との連携や協力を心掛けながら、一つ二つと石を 取り組みであるが、思いを同じくする多くの方々 勢。いまだ出発点を確認し、歩みだしたばかりの ちに対する一人ひとりの法律家としての連帯の姿 勢だったのだと思う。幼い子どもたちを抱えなが ら情報も資源もなく不安にただ立ち尽くす母親た

なお、SAFLANの情報発信はこちらです

て震災義援金にご協力を

青年法律家協会弁護士学者合同部会

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、被災地の会 員とその活動を支援するための義援金を受け付けてい ます。1口5000円で、できるかぎり複数口お寄せ下 さい。

引き続き

義援金は、被災地の支部・地域の会員の生活と事業の 再建、救援活動などに活用されることを想定しています。

【振込先】

三菱東京UFJ銀行 四谷支店 普通99648 カンパロ 青年法律家協会 松尾 文彦 (カンパグチ セイネンホウリツカキョウカイ

積み重ねていきたい。

(http://saflan.jugem.jp/) マツオフミヒコ)

## 福島原発災害連続講座第二回

# 「原子力損害賠償制度の概要と課題」 に

#### 参加して

東京生駒亜紀子

山眞氏から報告があり、その後、日弁連東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部原子力PT事 が行われた。福島原発事故の被害実態について福島県農民連の根本敬氏、全国商工団体連合会の中 務局長としても活躍されている秋元理匡弁護士から一原子力損害賠償制度の概要と課題」について講 演が行われた。 六月二九日、青法協弁学合同部会等の法律家五団体の主催により、福島原発災害連続講座第1 

## 福島県農民連の被害実態の報告

情について報告。 根本氏は、復興がビジネスチャンスとしか捉え られておらず、肝心の人間の復興(住民が元気に られておらず、肝心の人間の復興(住民が元気に いること、原発事故 に曝された国民を守る法律は一つもなく、住民が に曝された国民を守る法律は一つもなく、住民が に曝された国民を守る法律は一つもなく、 原発事故

リシーベルトまで子どもに被ばくを強要する文科福島県の子どもの現状については、年間二○ミ

ことが報告された。
て勉強させるなどの劣悪な教育環境となっているい季節に学校でエアコンを付けずに窓を閉め切っい。

今後の取り組みとして、①原発事故がなかったら起こりえなかった損害をすべて補償させることなどを認知させ、原発に頼らない地域を作ることなどをあげ、「東電を守るスキームから被災者を守るをあげ、「東電を守るスキームがあれて、の原発事故がなかった

## 一 全国商工団体連合会の被害実態の報告

組むべきだと訴えた。 撤退して再生可能エネルギーの拡大に向けて取り 行うことは許されないことなどを述べ、原発から 把握し、償う姿勢を見せるべきであること、 の請求待ちをするのではなく、被害の状況を自ら 賠償を東電が行うべきこと、②東電は被害者から を問わず、原発事故に起因するすべての損害への ば、一事業所当たり二四六九円となり、まったく ない被災者に補償される二〇万円を日割りにすれ する場合でも粗利益の二分の一、上限二五〇万円 事業所当たり二〇万円、計算根拠を示して請求 告書などが提出できない被災中小業者の場合、 電や行政が勝手な線引きによる補償の切り捨てを 補償の名に値しないものであることが述べられた。 に制限されていること、申告書などを取りに行け また、損害賠償について、①直接、間接、 中山氏から、 東電の第一 回仮払い補償金は、

#### 秋元弁護士の講演

は、、は、、は、<u

の人権侵害(再発)の防止をあげた。と、⑤権利を実現する方法を検討すること、⑥次の構造の分析、④被害者の要求を権利に高めるこ

包括的・長期的破壊)が現実化したものであり、発事故に内在する危険 (生活・労働・生活基盤の

特に印象的だったのは、福島の人たちの根源的次指針」「第二次指針」「第二次指針直補」の位置づ次指針」「第二次指針」「第二次指針追補」の位置づけなどについて述べた。

秋元弁護士は、福島原発事故による被害は、原返してほしい)に真正面に答えるにはどうしたら要求(もとの生活を返してほしい、もとの土地を要求(もとの生活を返してほしい、もとの土地を

従来型損害賠償法理では被害を捉えきれないことは全部やるべきと強調した。

### 四 質疑応答と感想

いられることに対する慰謝料がまったく無視され日々、高い放射能汚染に曝されながらの生活を強質疑応答では、①避難地域以外の人々が、

組みが必要かなどの議論がなされた。 組みが必要かなどの議論がなされた。 といること、②原発というとてつもなく危険なもでいること、②原発というとてつもなく危険なもでいるなが、従前の不法行為論に立つだけでは解決できない部分がある。このような被害状態を回復するにはどういう法的枠のような被害状態を回復するにはどういう法的枠がある。これのでは、②原発というとてつもなく危険なもでいること、②原発というとてつもなく危険なもでいること、②原発というとてつもなく危険なものが必要が必要がなどの議論がなされた。

に保障する平和的生存権を奪うものだと思う。争や核兵器で儲けることと同じで、憲法が私たちることは許されない。原発事業で儲けることは戦ともな支援も補償もしないまま、原発事業で儲け人々の生活基盤を共同体ごと根こそぎ奪い、ま

## 裁判員裁判における被害者参加人意見陳述と 千葉大生殺害事件傍聴記

## 法廷の変容

+葉 梶原 利之

参加人意見陳述と検察官の論告求刑を傍聴した。 これを中心に報告したい「千葉大生殺害事件」第九回公判での被害者 刑事法廷とは異質な雰囲・千葉地方裁判所で六月二二日行われた 被害者参加人の意見陳述

刑事法廷とは異質な雰囲気のものであったので、被害者参加人の意見陳述はこれまで経験してきた

判員制度対策委員会が、裁判員裁判制度の改革、期を求める臨時総会決議に基づいて設置された裁なお、千葉県弁護士会では、裁判員制度の延

の一環として行われている。 改善に向け法廷傍聴を続けており、この傍聴もそ

などで起訴された事件であった。 のほか、五人の女性に対する強盗致傷、 損壊で起訴されたいわゆる「千葉大生殺害事件. ョンでの強盗殺人、現住建造物放火、死体 この裁判は、被告人が千葉大生のマンシ 強盗強姦

千葉地裁の裁判員裁判で初めての死刑判決が出る らずの間の犯行であったという特殊性もあって、 行の態様とそのいずれもが刑務所出所後三カ月足 を認めた。死亡した被害者は一人であったが、犯 否認して争ったが、そのほかについては起訴事実 かどうか関心を集めていた。 被告人は、「千葉大生殺害事件」について殺意を

気をかもしていた。 法廷は私が傍聴する前から独特の雰囲

が報告されている。 者が多かったことが原因してか、弁護人の尋問の んだ」という非難ともとれる雰囲気があったこと 際に傍聴席から嘲笑が聞こえ、「なにを弁護して 一人尋問を傍聴した会員からは、被害者関係

った。

千葉大生の両親に向かって土下座し、床に頭をこ 親が休廷中に被害者参加人として在廷していた 六月一七日の第七回公判期日では、被告人の母

> すりつけて謝罪した。しかし、両親は目をそらし たことが報道されている。 自ら思い立った謝罪行為であるかどうかを確認し と申し出を受けたことはありますか」と質問し、 てそれに応じず、その代理人の弁護士が母親に対 し、「弁護人から、お母さんに謝罪をしてほし

もあった。 請求し、裁判所が同裁判員を解任したという経緯 たとして、弁護人が論告求刑公判の前日に解任を また、裁判員のうち一人が公判中に居眠りをし

という多数であった。六人の意見陳述は、当日午 五分であった。 分まで大幅に時間を延長して行われた。そのた 前一○時から始まり、休憩をはさんで一一時四○ 兀 検察官の論告求刑が終了したのは午後一時 |両親をはじめ強盗強姦の被害者本人ら六人 被害者参加人は、亡くなった千葉大生の

ありさまは次のとおりであった。 被害者参加人の陳述は憎しみと恨みの爆発であ 被害者参加人の意見陳述が作り出した法廷の

劾され、「こいつ」「このやろう」とも呼ばれ、死亡 恐ろしさが述べられ、その弁解はウソであると弾 した千葉大生の生前の若々しい姿と変わり果てた 淚、 号泣と絶叫の中で、次々に被告人の犯行の

死体の様子が繰り返し対比して陳述された。

れた。 て、刑事裁判手続自体に対してまで批判が加えら り余るほどの弁解の機会を与えられているとし きないのに対し、被告人は弁護人をつけられ、 また、死亡した被害者は一言も述べることがで

陳述の一々に頷いて応えた。 とにていねいにお辞儀し、また「大丈夫ですか」と 気遣い、「ご苦労様でした」と労をねぎらった。そ して、裁判長は深い同情を示す表情で、参加人の 裁判官は参加人が代わるごと、陳述を終わるご 意見陳述を聞く側はどうであったか。

涙を拭く状態であった。 全員が涙をこぼした。うち二人は終始ハンカチで 裁判員六人のうち五人は女性であったが、その

ハンカチを取り出して一度ならず涙をぬぐった。 被害者参加人代理人は被害者参加人の陳述に 立会検察官は、主任を含む二人が涙をながし、 弁護人席にいた修習生も涙を流した。

流したそうである よると、取材していた新聞記者ですら同情の涙を ら上がり、それが法廷を満たした。聞くところに さらに傍聴席では、すすり泣く声がそこここか

の当事者、親族はもとより、 これが法廷であった。被害者の意見陳述が事件 傍聴人、裁判員、 検

察官、 の渦巻く感情、激情の場となった。 裁判官まで包み込み、被告人に対する怨嗟

を締めくくった。 は更生の可能性はないとして、死刑を求めて陳述 そのような中、被害者参加人は口々に被告人に

たして主文は死刑であった。 六月三〇日、判決が言い渡されたが、 は

報道や私の調査によると、事件関係者は次のよ

うな感想を述べたとされている。

った判決です」 思いが裁判員裁判に生かされた。みんなで勝ち取 にハードルが高いのか』と考えた」「苦しい毎日だっ 件で無期や有期刑になったとき『死刑とはこんな たが、被害者みんなが事件と向き合い、私たちの しかった」「素人ながら(死刑判決を) 予想した事 千葉大生の父母――「どうしても死刑判決がほ

と思う の気持ちに応えられた」「裁判官の手助けができた 「評議を重ねた結果で結論に悔いはない」「ご遺族 裁判員――「永山基準にはこだわらなかった」

になって強く死刑を求めたこと、そしてまた、そ これらの報道内容は、被害者参加人らがひとつ

裁 P 員裁 判 の実相 16

> 響を与えたことを示している。 れが裁判官、裁判員の心証と評議に少なからず影

廷を傍聴して疲れを覚えた。 私は、被害者参加人が意見陳述をした法

る であるのだろうかという疑念に駆られたからであ 格な証明を要求する刑事法廷としてふさわしい場 に適正手続きが保障され、有罪の立証、量刑に厳 怨嗟渦巻く激情の法廷に臨場し、これが被告人

ても合点がいかない。千葉では被害者参加人代理 訴追機関としての役割を担うことにも、なんとし 能であると断じて被告人に死刑を求刑し、 いるのである。 人が実質的な保安処分を求めた例まで報告されて 弁護士である被害者参加人代理人が、 補助的 更生不

う。 た被告人に死刑を求めることで被害者らの心は癒 質とその立場からすれば当たり前のことではあろ されるのだろうか。 また、被害者が感情的になるのは、 しかし、公開の法廷という場で、目の前にし 事案の性

しろそれによってさらに傷つく結果となることを 死刑は国家の名による殺人にほかならない。 む

絶ちはしないものの、かつての公開処刑にどこか 私はこのような法廷に、その場で被告人の命を

似かよったものを感じないわけにはいかなかった。

制度と同様である。 も市民が刑事司法に関与するという意味で裁判員 得ようとする制度である。また、被害者参加制度 とおり、市民と社会によって刑事裁判に正当性を 信頼の向上に資するための制度であるとしている で裁判員裁判は司法に対する国民の理解と 裁判員裁判は、 裁判員裁判法がその一条

ずれ信頼を失うに違いない。 ら切り離され国家の専権事項となったのではなか のではなく、国家が導入したものであるという経 否定できないはずである。近代では刑罰は社会か に法廷を一種の見世物にする意図があったことは 過と重ね合わせると、制度導入者の考えのどこか ったのか。歴史に逆行するこのような裁判は、 そして、これらの制度が国民の運動に基づくも

ただくことをお願いしたい。 して、 また、研究者の方々には被害者が参加する裁判員 度のあり方についてともに考えていただきたい。 ある。私は、この問題を反芻していきたいと思っ きく様変わりさせようとしていることは明らかで ているが、このような法廷を経験した弁護士は制 裁判の法廷をぜひとも傍聴していただきたい。そ 裁判員裁判と被害者参加制度が刑事法廷を大 そこに伏在する問題点を摘出、 批判してい

# 和解の基本合意に至るまでのあゆみ

## ——全国B型肝炎訴訟

れ菅首相からの謝罪を受けた。第二次提訴から三年という年月を要して、ようやくここまでたどりつ くことができた。以下、基本合意の調印に至るまでの本訴訟のあゆみを簡単にふりかえってみたい。 炎訴訟の和解についての基本合意書への調印がなされた。その後、原告団・弁護団は首相官邸に招か |〇||年六月||八日、厚生労働省で、B型肝炎訴訟原告団・弁護団と被告国との間で全国B型肝

#### 先行訴訟について

換を徹底していなかった。そのため、注射器を媒 全員に予防接種を受けることを義務づけた。しか い回しについて国の責任を追及した訴訟である。 し、その際に用いる注射器の注射針・注射筒の交 八九(平成元)年までさかのぼる。 B型肝炎訴訟とは、予防接種の際の注射器の使 全国B型肝炎訴訟のほんとうの幕開けは、一九 昭和二三年に予防接種法を施行し、 国民 が出された翌年にあたる一九八九年、札幌地裁に、

り込むに任せていたことになる。 に生まれた子どもの身体にB型肝炎ウイルスが入 接種という強制力をともなう手段をもって、健康 とである。国は四〇年間の長きにわたって、予防 労省通達が出されたのは、じつに昭和六三年のこ 介にして、生後間もない乳幼児の多くがB型肝炎 に感染させられることになった。 ちなみに、注射針・注射筒を交換すべきとの厚

> 訟)。原告は、 最初の国家賠償請求訴訟が提起された(先行訴 北海道在住の五名のB型肝炎患者

政を根本から改めさせるため、第二次訴訟を提起 炎患者に対する救済策を何ら採ろうとはしなかっ すばらしい成果を得た。しかし、信じがたいこと することを決意した た。この国の対応を受けて弁護団は、国の肝炎行 訴審一部勝訴、そして最高裁では全面勝訴という この先行訴訟は、第一審敗訴を乗り越えて、 厚労省は、最高裁判決が出てもなお、

## 第二次訴訟の提起から和解勧告に至るまで

この想像を絶するほど大規模な感染被害につい

国の責任を追及するため、前記の厚労省通達

訴原告は、先行訴訟と同じくわずか五名だった。 二〇〇八年三月二八日、第二次訴訟の最初の提



北海道弁護団の呼びかけに応えて ど全国九地裁に訴訟が提起され、 たことである。東京・大阪・福岡な 全国で原告団・弁護団が立ち上がっ しかし、 先行訴訟と異なるのは、

が行われた。

証は、 同年の一二月に提出された。原告弁護団の主張立 について網羅的に主張を整理した統一準備書面 そして、その成果として、訴訟のすべての論点 質量ともに被告国を圧倒していた。

すところと一致しているものであった。 の和解勧告は「救済範囲を広くとらえる方向で判 において裁判所から和解勧告がなされた。 そしてついに、二〇一〇年三月一二日、 | するという方向性を示しており、原告のめざ この和解勧告によって、B型肝炎訴訟は 札幌地裁 裁判所

解決に向けて大きく前進すると思われた。

#### $\equiv$ 原告の運動 国の増税キャンペーンと

予想以上に頑強なものであった。 国は、二〇一〇年五月一四日に、 しかし、和解交渉における国の抵抗は、 和解協

議に入ること自体については承諾したもの

の、具体的な和解案についてはなかなか示

そうとしなかった。

邸内にて谷口代表に謝罪する菅首相 院第一議員会館内で行われた基本合意締 結の報告集会。写真下は、 写真上は、二〇一一年六月二八日 同日 首相官 衆議

ていた。

ていた。

ないた。

ながら、原告団と

がのための増税の必要性に言及することまでし

がのための増税の必要性に言及することまでし

がのがあれる

がのがあれる

がら、原告団と

がのがあれる

がら、原告団と

さらに国は、和解金捻出のための財源論をさか

しかし原告団は、こういった国の露骨なキャンとかし原告団は、こういった国の露骨なキャンにもにして、多くの支援者にも恵まれた。中でも、原告団にとって非常に力になったのは、各地の大学生が多く支援活動に加わってくれたことである。原告団にとって、若い学生たちが豊かな感受性をもって原告が味わってきた苦しみ、哀しみに共をもって原告が味わってきた苦しみ、哀しみに共産してくれることは、心理的に大きな支えとなった。

ーになっていった。

学生たちは、オレンジ色を支援活動のシンボルカラの学生支援団体が全国各地に立ち上がった。いつの学生支援団体が全国各地に立ち上がった。いつカラーにしており、「オレンジ色を支援活動のシンボル

線の全駅でB型肝炎訴訟のための支援活動を実行りの全駅でB型肝炎訴訟のための支援活動を実行にさらに活発になり、毎月のように上京しては、関はオレンジ色で埋め尽くされた。オレンジサポートの学生たちは「山手線ラリー」と称して、直ケートの学生たちは「山手線ラリー」と称して、直外の全駅でB型肝炎訴訟のための支援活動を実行しては、はさらに活発になり、毎月のようによりである。

党民主党議員のメッセージも含まれていた。オレンジの布に支援者の応援メッセージ、与んでもらう「オレンジフラッグ運動」をすすめた。つなぎ合わされたオレンジフラッグ運動」をすすめた。するという偉業をやってのけた。また、原告団は、するという偉業をやってのけた。また、原告団は、

深め、また次の運動につながっていった。とが、原告団を勇気づけ、原告団の団結と自信をとが、原告団を勇気づけ、原告団の団結と自信を

ねたのか、細川厚労相は原告団に面談し、年内解込み行動まで決行した。原告団の行動にたまりかかった。是が非でも年内解決をめざす原告団・弁後に入った札幌期日においても、和解には至らなしかし、二○一○年一二月二七日、ぎりぎり最

を発表するに至った。
に裁判所は、和解に向けた裁判所の所見(第一次)に裁判所は、和解に向けた裁判所の所見(第一次)に裁判所は、年が明けた二〇一一年一月一一日、つい決に至らなかったことを謝罪した。

っていた。

立ていた。

立ていた。

立ていた。

立ていた。

立なかったが、国を大幅に追い込んだ条件となが薄いなど、原告にとって完全に満足のいく内容が薄いなど、原告にとって完全に満足のいく内容

受諾した。 のために「苦渋の決断」として、この第一次所見をのために「苦渋の決断」として、この第一次所見を

## 東日本大震災の発生から基本合意まで

74

第一次所見でB型肝炎訴訟の多くの論点はとりあえずの決着を見たが、いくつかの問題が積み残されていた。最も大きい課題は、慢性肝炎が発症してから二○年以上が経過した患者についての救傷が準であった。

態度をとりつづけていたのである。期間が適用されるため救済対象にはならないとの期間が適用されるため救済対象にはならないとの

しかし、長い期間苦しんだ者が救済対象から外れるという結論は余りに理不尽である。原告団は最後の力を振り絞って、発症後二○年以上の患者を救済するための署名を集める運動を行った。全を救済するための署名を集める運動を行った。全わずか一カ月で一六五筆もの署名が集まった。全わずか一カ月で一六五筆もの署名が集まった。分間解決まであと一歩と思われた。

という事態になってしまった。となり、国会議員も議員会館にほとんど戻らないた。この未曾有の大災害により、報道は震災一色た。日の最中の三月一日、東日本大震災が発生し

安を抱えることになった。 失われてしまったのではないか、という大きな不 原告団は、B型肝炎訴訟に対する世論の関心が

震災からの数カ月は、原告団・弁護団にとっ

所に対する働きかけを粘り強くつづけた。 訟の救済を訴えていくことは困難を極めた。それ に集中していることをわかった上で、 て、とても苦しい日々だった。国民の意識が震災 原告団・弁護団は、なおも、政府及び裁判 B型肝炎訴

懸念もあった。 ると、さらに仲間を失うことになってしまうとの 症の原告も多い中で、今後も交渉を継続するとな 上の譲歩を得るのは困難とも思われた。また、重 ぎりの交渉のなかで獲得した数字であり、これ以 は評価できない内容ではあったが、この間のぎり ものだった。原告団にとって、決して十分とまで の患者についての所見 (第二次所見) が出された。 五〇万円または三〇〇万円の和解金を提示する 五月一三日、裁判所から、発症後二〇年以上 一次所見は、発症後二〇年以内の原告について

る。

についても受諾することを決意した なお、法廷内外における原告団・弁護団のぎり 最終的に、原告団 ・弁護団は、この第一 一次所見

がなされた。 めて国会その他の場で御討議いただいて、 争点となりましたが、 ぎりの粘りは、裁判官から、基本合意に際しての |所感||を引き出した。この「所感||では「救済の範 ·解決をしていただければと思います」との発言 方法、とりわけ最後に除斥期間の問題が 立法措置の際には、 あらた よりよ

> った患者に真の救済の途を切り開くための楔とな 象に含まれなかった、 ることを願いたい。 この裁判官の言葉が、 あるいは救済が不十分であ 今回の基本合意で救済対

#### Ŧi. 結び

国の原告たちの、とても前向きで活発な運動であ 請求訴訟は、とりあえずの一区切りを迎えた。 この裁判を通じて最も印象が強かったのは、 こうして、戦後最大規模ともいわれる国家賠償 ほんとうに個性豊かな原告団だった。 全

ない。 けた窪山さん(九州)など、数え上げたらきりが る子どもへの思いを切々と語りつづけた小池さん ザインした清本さん (北海道)、二次感染者であ わら東京行動用のビラや原告団専用の名刺までデ を筆頭に、グラフィックデザイナーの仕事のかた (大阪)、杖を片手にド迫力の大音声で訴えをつづ 全国をかけめぐって原告団を鼓舞した谷口代表

ŋ ないか。それほどまでにB型肝炎の被害者は老若 政治家や裁判官の中にも原告適格者はいるのでは で被災者救助にあたった自衛官もいる。おそらく 原告の中には、弁護士もいるし、東日本大震災 そのことが、かつてない規模と多様性を有す あらゆる職業・あらゆる地域にわたってお

る原告団を生み出すことになった。

裁判がもっとも困難な局面にさしかかったときで 飛び交っていた。そのやりとりに、弁護士のほう さえ、常にユーモアと思いやりに溢れたメールが が励まされることが一度ならずあった。 そして、この原告団のメーリングリストでは、

あるのだが。 れが戦後最大の感染被害であったことの結果でも 団だったのではないかとさえ感じる。それは、こ 心底誇りに思う。この原告団は、史上最強の原告 この原告団とともに訴訟をたたかえたことを、

にすぎない。 ともあれ、この基本合意の調印 は まだ一里

総理の謝罪は、何もかも精彩を欠いたひどいもの だったが、この言葉だけは正しい。 に就いたばかりです」との言葉が発せられた。 対応をとるべき問題であり、その取り組みは、 菅総理の談話でも、「長期にわたり責任のある

はいかない 基本合意の救済範囲に含まれない患者のための恒 いる。これらの未提訴の患者の救済、さらには、 久対策に向けて、これからも歩みをとめるわけに ホットラインの電話が鳴り止まない日々が続いて 基本合意の調印を受けて、全国各地の弁護団の

が本番である。 B型肝炎患者の救済のための活動は、 これから

#### 0 0 0 0 調査員の名簿開示を 0 0 0 0 0 0 横浜地裁判決と神奈川の教科 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 かながわ市民オンブズマン 佐藤満喜子 0 0 横浜教科書採択連絡会 0 0

### 教科書調査員とは?

現在、公立小・中学校の教科書は、教科ごとに 現在、公立小・中学校の教科書は、教科書を決め もや地域の実情を考慮して使用する教科書を決め り、まず教育委員会が、教育関係者や保護者な どで構成する「採択審議会(採択委員会など名称 どで構成する「採択審議会(採択委員会など名称 とで構成する「採択審議会(採択委員会など名称 とで構成する「採択審議会(採択委員会など名称 という という は地区によって異なる)」を設置する。

審議会は、現職の教員や校長から教科ごとに数の特徴を観点に沿って調査させ、結果を報告させる。審議会は、この「教科書調査員報告書」などる。審議会は、この「教科書調査員報告書」などの資料をもとに各教科書を評価し、教育委員会に答申する。教育委員会は、審議会は、現職の教員や校長から教科ごとに数

採択」に努めるよう指導している。この一連の手続きについて、国や県は「開かれた

## |調査員名簿が||転して非公開に

けが削除されていたのである。そこで情報公開請の名簿を含め、教科書採択の関係文書が閲覧公開された関係文書から、なぜか調査員名簿だ覧公開された関係文書から、なぜか調査員名簿だ別で、ところが、二〇一〇年度採択後に関科書決定後直ちに、審議会委員や教科書調査員科書決定後直ちに、審議会委員や教科書調査員

教育委員会は非開示とした根拠を、市情報公 村に該当するとした。

また、非開示情報であると判断した理由は、「調査員に対する教科書会社等からの不当な宣伝考えられる。それに伴い、教科書の調査・研究における静謐な環境が損なわれるおそれなどがあり、当該又は将来の公正かつ円滑な審議が阻害され、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としている。

#### |提訴と異議申立

すでに終了している。 あって、調査員の役割も当該年度の教科書採択も 今回の場合は、採択教科書決定後の公開請求で

○年九月に市情報公開審査会への異議申立を、別かながわ市民オンブズマンのメンバーが、二○一になった。これを後退させてはならない。そこで、に採択後にはほとんどの情報が公開されるようれ、採択後にははである。

は、全国でも初めてである。を行った。教科書調査員名簿の公開をめぐる裁判のメンバーが同年一○月四日に横浜地裁への提訴

じたため、訴訟は取り下げている。
大自治体に対しても同時に提訴したが、公開に転
なお、神奈川県内で調査員を非公開にしていた

## □横浜市教育委員会の主張

横浜市教育委員会の主張は、採択終了後であっても、教科書会社や市民・研究者などからの働きなットなどを利用した誹謗中傷が発生する蓋然性ネットなどを利用した誹謗中傷が発生する蓋然性があれば、静謐な環境が失われる、インターのことなかれ主義や萎縮を招く、というものであった。

現に採択終了後、特定の教科書調査等に対する個人的見解を求められた事例があるとして具体的に示したのは、調査員を務めた校長に対するルが育委員会で唯一横浜市教育委員会だけが、二○○九年度採択で自由社版の歴史教科書を採択したことに関して行われ、雑誌「世界」二○一○年一○ことに関して行われ、雑誌「世界」二○一○年一○五年度採択終了後、特定の教科書調査等に対す

#### ]原告側の主張

原告側は、事務・事業の遂行に支障をおよぼす

## □市民への説明責任にも言及した判決

判決は、まず「支障を及ぼすおそれ」とは「単にていっまた、教育委員会が事例として唯一示したにいする可能性は抽象的なものにすぎないと判断にがする可能性は抽象的なものにすぎないと判断たりする可能性は抽象的なものにすぎないと判断たりする可能性は抽象的なものにすぎないと判断たりする可能性は抽象的なものにすぎないと判断たりする可能性は抽象的なものにすぎないと判断に対するでは、教育委員会が事例として唯一示したとは、事業に対して、

(行ウ)第七〇号 行政文書非公開決定取消等請きかけは、本件条例の目的に照らし、公正な教科きかけは、本件条例の目的に照らし、公正な教科きかけは、本件条例の目的に照らし、公正な教科きかけは、本件条例の目的に照らし、公正な教科をいえる」として非開示を取り消し、開示するよう求めた(平成二三年六月一五日「平成二三年 公正な事後的に さらに判決は、「採択結果等の公正を事後的に

求事件判決」)。

#### 判決の意義

まだ多い。この判決は、「開かれた採択」を後押しけ入れるよう求めた点は、大いに評価したい。全国的には、調査員名簿非公開の教育委員会は任を果たすため、検証目的の事後の働きかけを受任を果たすため、検証目的の事後の働きかけを受

### □神奈川の教科書採択

するであろう。

神奈川県内では、「新しい歴史教科書をつくる 言委員会に働きかけており、横浜市では、教育委 育委員会に働きかけており、横浜市では、教育委 自由社を採択した。今年度は、在任中の自由社採 は、愛国心、領土、外国人参政権などに注目して し、愛国心、領土、外国人参政権などに注目して し、愛国心、領土、外国人参政権などに注目して と、愛国心、領土、外国人参政権などに注目して と、愛国心、領土、外国人参政権などに注目して といえよう。神奈川県内では、藤沢市と県立中 たといえよう。神奈川県内では、藤沢市と県立中 たといえよう。神奈川県内では、藤沢市と県立中 たといえよう。神奈川県内では、藤沢市と県立中

正の必要性を痛感している。 学校単位の採択や教育委員の公選制など、法改

#### **通常士。創業家を**-

#### 会社更生手続の適正化を追及

武富士の責任を追及する全国会議 及川 智志(千葉) 事務局長

円 四名四三二一万円、 規模となりました(東京地裁三五一名九億円、 四九名の原告らが計 本・大分・宮崎・沖縄の二四都道府県から計 三名八○○○万円、名古屋地裁三二名六九一九万 一・八億円、 高知地裁二三名六八四六万円、 熊本地裁六九名一億円、 新潟地裁一八名三二〇〇万円 宇都宮地裁

## 創業家・武井一家を一斉提訴

訴していますので、

原告の住所は二四都道府県に

なお、

東京地裁には他の都道府県からの原告も提

社の元顧客らが全国で一斉に提訴しました。 業家・武井一家に対し、二〇一一年六月三〇日、 会社更生手続中の武富士を実質支配していた創 同

害額は、 武井家の二男健晃氏、 原告は過払金債権者 (更生債権者)、被告は、 武富士の倒産により返還を受けられなく 会社法四二九条に基づく取 長男俊樹氏、妻博子氏。 指

護士が選任されました。

手続開始決定をしました。管財人には小畑英一弁

判所民事第八部 (渡部勇次裁判長) は、二〇一〇

消費者金融大手の武富士に対し、東京地方裁

(平成二二) 年一〇月三一日午前一〇時、

会社更生

対して求めるというものです)。 損害賠償を会社に対してではなく、会社経営者に 締役の第三者に対する損害賠償責任を追及すると であり、本件訴訟はそれとは別に過払金相当額の いう訴訟です(過払金そのものは会社更生の範疇 なった過払金相当額。

荻 会などが連帯し、同月、「武富士の責任を追及す ありました。そこで、高利貸などの被害対策に取 を結成しました (団長には仙台弁護士会の新里宏 る全国会議」(http://blog.livedoor.jp/takehuji/) めの「武富士ロンダリング」ではないかとの疑いが り組んできた弁護士、司法書士、学者、被害者の 一弁護士が就任し、 当初からこの会社更生は、過払金から逃れるた 小職が事務局長を務めていま

知・福井・大阪・和歌山・兵庫・広島・高知・熊 城・千葉・東京・神奈川・埼玉・静岡・長野・愛 いたま地裁二二二名四・七億円、静岡地裁六七名 北海道・青森・山形・新潟・群馬・栃木・ 一九・四億円を請求する訴訟 広島地裁五

す。

現会員数は約三〇〇名です (会員募集中)。

## 武富士の責任を追及する全国会議

およびます)。

## 武富士更生計画の問題点

もそも武富士を更生させる社会的意義があるので しょうか。武富士の経営実態は、まさに「高金利 武富士の会社更生手続には問題があります。

でしょうか。 でしょうか。 でしょうか。 という「過剰融資」「過酷な取立て」という「サラ金三悪」 でしょうか。 に、こうした企業は破寒被害を拡散させてきました。こうした企業は破き起こしつつ、自殺や破産の多発といった多重債を具現化したものであって、数々の社会問題を引しまり。

特できません。 特できません。 またこの手続では、武富士の人が裁判所から更生管 は頼された小畑弁護士その人が裁判所から更生管 財人に選任されているのです。これでは、武富士 財人に選任されているのです。これでは、武富士 財人に選任されているのです。これでは、武富士 は頼された小畑弁護士その人が裁判所から更生管 な頼された小畑弁護士その人が裁判所から更生管 は頼された小畑弁護士その人が裁判所から更生管

#### 四本訴訟の意義

会議では、会社更生とは別に本訴訟を提起するこ会議では、会社更生とは別に本訴訟を提起することを記述する責任追及の方途を検討してきました。そもそも過払債権は、多重債務者が苦心惨憺して支払ってきた末に発生した債権であり、貴重して支払ってきた末に発生した債権であり、貴重のののです。それを切り捨て、強欲資本家のみをのあのです。それを切り捨て、強欲資本家のみをのようでは、会社更生とは別に本訴訟を提起することを選びば、会社更生とは別に本訴訟を提起することを選びば、会社更生とは別に本訴訟を提起することを選びば、会社更生とは別に本訴訟を提起することを表している。

本訴訟の意義は、①長年にわたり違法高金利を本訴訟の意義は、①長年にわたり違法高金利をして、違法な経営によって武富士創業家・武井一家金を返還できなくさせた武富士創業家・武井一家の法的責任を追及すること、それに加えて、②原の法的責任を追及すること、それに加えて、②原化し、集団の力により会社更生手続の適正化を図化し、集団の力により会社更生手続の適正化を図れて、集団の力により会社更生手続の適正化を図れて、集団の力により会社更生手続の適正化を図れています。

ます。

#### 五 今後の活動

### (1) 一万人訴訟をめざす

す。 す。 大野一家に対する「一万人訴訟」をめざしま より、武井一家に対する「一万人訴訟」をめざしま と回の提訴は第一陣です。今後とも原告を結集

みです。

裁一支部で二○○~三○○名が追加提訴する見込裁一支部で二○○~三○○名が追加提訴する見込まずは、二○一年七月~九月に合わせて九地

## ② 会社更生を否決し武富士を破産に

か三・三%の更生計画案を示し、裁判所は同月二管財人は、二〇一一年七月一五日に弁済率わず

されています)、必死に同案への同意票を集めてい話を架けまくり(大規模なコールセンターが組織九二%よりはマシだろうという破廉恥な論法で電ま管財人は、破産になった場合の清算配当率一・1日に同案を投票に付すとの決定をしました。い

いからです。
生計画が否決され、武富士は破産に至る公算が高生計画が否決され、武富士は破産に至る公算が高度生債権額の過半数の同意が得られなければ、更更生債権額の過半数の同意が得られなければ、更

思い起こすべきでしょう)。

思い起こすべきでしょう)。

思い起こすべきでしょう)。

思い起こすべきでしょう)。

思い起こすべきでしょう)。

思い起こすべきでしょう)。

そして、「武富士」ブランドが生き残ることになれば、多くの元顧客は過去の辛い記憶を永続させられることになり、その精神的な苦痛をいつまでも、仮に管財人の言う清算配当率が正しいとしても、会社更生の弁済率との差はわずか一%程度でも、会社更生の弁済率との差はわずか一%程度でも、会社更生の弁済率との差はわずか一%程度でも、会社更生の弁済率との差はわずか一%程度でも、会社更生の弁済率との差はわずかします。

# 時給一○○○円以上の最低賃金の実現を

## -最低賃金裁判を横浜地裁に提訴

神奈川田渕

求め、横浜地方裁判所に提訴しました。 神奈川労働局長に対し、 ○年の時点で、神奈川県の最低賃金は八一八円です。この最低賃金について、二○一年六月三○日: 労働者の賃金は、最低賃金法に基づいて、各都道府県ごとに最低賃金が定められています。二〇一 神奈川県の最低賃金を一〇〇〇円以上とする決定を行うよう命ずる判決を

1 二○○九年の最低賃金法改正により新た 地域別最低賃金を決定するにあたり、労働者が健 地域別最低賃金を決定するにあたり、労働者が健 地域別最低賃金を決定するにあたり、労働者が健

明しています。 らないよう配慮することであると国は繰り返し説 この規定の趣旨は、最低賃金が生活保護を下回

は、

多くのゴマカシが隠されているのです。

賃金が生活保護を下回る逆転状態にある都道府県そして、厚生労働省によれば、神奈川県は最低

の一つとされ、改正法が施行された二○○八年以の一つとされ、改正法が施行された二○○八年までの に、また、厚生労働省によれば、神奈川県の最低 賃金が八三六円に引き上げられれば、生活保護と の逆転状態は解消するとされています。

2 のに対し、生活保護は月額で定められている

計算の中に五点ものゴマカシがあるのです。ため一定の計算が行われています。しかし、このます。そのため、最低賃金と生活保護を比較する

一点目は、最低賃金と生活保護を比較するにあたり、時給で定められる最低賃金に、毎月の労働時間として一七三・八時間を掛ける根拠は、この数字が労働一七三・八時間を掛ける根拠は、この数字が労働を置き上想定される最長の所定内労働時間だから

内労働時間を大幅に水増しするものです。七三・八時間を掛けることは、実態よりも、所定一五五時間前後で推移しています。そのため、一ても、一般労働者の所定内労働時間は、過去数年しかし、国が行っている毎月勤労統計調査を見

金と生活保護とを比較するため、○・八五九とい二点目は、公租公課の負担を除去して最低賃

の公租公課の負担率を根拠として定められています。しかし、沖縄県は全国で最も最低賃金の額が低いため、公租公課の負担率は、中央最低賃金審議会が計公租公課の負担率は、中央最低賃金審議会が計算に用いる沖縄県の公租公課の負担率を根拠として定められていまっと高くなっています。

の負担を過小評価するものです。の負担を過小評価するものです。

三点目は、勤労経費がまったく考慮されていなが必要となります。そこで、勤労経費を差し引いが必要となります。そこで、勤労経費を差し引いた金額と生活保護とを比較しなければ、正しい比た金額と生活保護を受給する場合にも、勤労経費があら生活保護を受給する場合にも、勤労経費は考慮されています。

け、生活保護の支給額を決めています。そこで、 活保護を比較するにおいて、勤労経費の点はまっ たく考慮されていないのです。 四点目は、級地間の調整です。最低賃金は、各 都道府県ごとに一律の金額で定められています。 他方、生活保護は、各都道府県を複数の級地に分

> しています。 よって生活保護の平均額を求め、最低賃金と比較中央最低賃金審議会の計算では、人口加重平均に

う係数を掛けている点です。この係数は、

沖縄県

ません。

・
はいり、

・
はいし、

生活保護の

ではなり

ではなり

のですから、

逆転状態を解消したことにはなり

で対額以上の生活保護の

で対額を

でいる人もい

のかし、

生活保護の

で対額を

と回っていても、

大点目は、住宅扶助費です。中央最低賃金審 、実績値を用いて最低賃金との比較を行ってい ます。しかし、この点も、実績値を上回っていて ます。しかし、この点も、実績値を上回っていて ます。しかし、この点も、実績値を上回っていて も、実績値以上の住宅扶助費の支給を受けている も、実績値以上の住宅扶助費です。中央最低賃金審

ます。そのため、神奈川県の最低賃金が八三六円ます。そのため、神奈川県の最低賃金が八三六円に上がっても、生活保護を下回る逆転状態は解消に上がっても、生活保護を下回る逆転状態は解消しません。神奈川労連の試算では、逆転状態は解消しません。神奈川労連の試算では、逆転状態は解消しません。神奈川労連の試算では、逆転状態を解

○○円以上でなければならないとして訴訟を提起行政の裁量を考慮するとしても、最低賃金は一○いった最低賃金決定に関する他の要素、さらにはそこで、地域の賃金水準や事業者の支払能力と

したのです。

3 現在、神奈川県内で求人募集などを見ります。そのような中、生活保護との逆転状態のります。そのような中、生活保護との逆転状態のります。そのような中、生活保護との逆転状態の解消を定めた最低賃金を一○○○円以上に引き上げることを求めた時、むしろ、生活保護が高すぎる、生とを求めた時、むしろ、生活保護が高すぎる、生とを求めた時、むしろ、生活保護が高すぎる、生いう危惧を指摘されることもあります。

す。

「は、手取額はさらに少なくなりまが、手取額はさらに少なくなりまがで、上の○○円、年収で一八六働いても月収で一五万五○○○円、年収で一八六働いても月収で一五万五○○円では、毎月一五五時間

す。
○○○円は決して高くない、労働者が人間らしく
と活するために、まさに最低限必要な金額なので
生活するために、まさに最低限必要な金額なので

訟では訴えていかなくてはなりません。
当期というできる権利、人間らしく生き働く権利をま現していくため、最低賃金はどれだけ低くてもままりできる権利、人間らしく生き働く権利を

ります。

ります。

この訴訟が、一○○○円以上の最低賃金を実現

# 「つくる会」及び「育鵬社」の歴史・公民教科書採択に

## 反対する声明を発表

## 青年法律家協会弁護士学者合同部会

採択に抗議するとともに、採択がなされないよう関係者、教職員、保護者に呼びかける声明を発表 たって、七月二六日、中学校の社会科教育に不適当な自由社版及び育鵬社版の歴史・公民教科書の 奈川県横浜市の教育委員会、各政党、日弁連・各単位会、関係団体に送付しました (編集部)。 しました。同声明は、関係省庁並びに都道府県教育委員会、栃木県大田原市・大阪府東大阪市・神 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、二〇一一年八月に初めて中学校の教科書採択を迎えるに当

## 歴史・公民教科書の採択に反対する声明 「つくる会(自由社版)」及び「教科書改善の会(育鵬社版)」

「人格の完成を目指す」ものであることに変更はで初めての中学校の教科書採択を迎える。 おたな教育基本法の下でも、教育の目的は がかれたの中学校の教科書採択を迎える。 1 二○二年八月、二○○六年に改定された教

る(教育基本法一条)。 民の育成を期して行われる」ことが謳われてい として必要な資質を備えた心身ともに健康な国 なく、「平和で民主的な国家及び社会の形成者

そして、改訂された学習指導要領でも、

な

で、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平中的な国家・社会の形成者として必要な公民的なければならない。

れるべきことに疑う余地はない。
したがって、教育基本法が改訂されたとしても、中学校の社会科教育においては「人格の完成を申学校の社会科教育においては「人格の完成をは言い、教育が求められており、「平和で民主的は、人格の完成をはない。

ところが、以下に見るとおり、「新しい歴史

を矮小化する内容となっており、「人格の完成 観を示すとともに、国民主権や平和主義の意義 科書改善を進める有識者の会 (育鵬社版)」 (以 しては不適当なものである。 成者として必要な資質」を養うための教科書と を目指」し、「平和で民主的な国家及び社会の形 公民教科書は、偏った資料を基に歪曲した歴史 下「教科書改善の会」という) の編修した歴史・ 会」という)および「改正教育基本法に基づく教 教科書をつくる会 (自由社版)」 (以下「つくる

見を明らかにすることを通じてその重責を十二 子どもたちの学習の基本となる。採択決定にか 分に果たすことに意を払ってもらいたい。 かわる人たちは、教科書選定に対する自らの意 本年採択される教科書は、今後数年にわたる

2 二〇〇一年夏、「つくる会」は、中学校の歴史 書だけでなく、公民教科書の編集にも踏み出 ら編集した教科書(扶桑社版)の採択運動を展 教科書の編集を行い、二〇〇五年には歴史教科 他社の教科書を「自虐史観」と批判し、

改悪、『奉仕活動』義務付けの導入、侵略戦争 ○五年には「『つくる会』の教科書の採択に反対 美化の教科書に反対する決議」を発表し、二〇 当部会では、二○○一年には「教育基本法の

> の採択に反対してきた。 議」を発表して、「つくる会」が編集した教科書 Ļ 東北アジアの国々との関係改善を求める決

ことに明らかに反するものであることにあった。 家及び社会の形成者として必要な資質」を養う の歴史教科書に求められる「平和で民主的な国 争を美化する立場によるものであって、中学校 った戦争であるとするなど日本の過去の侵略戦 れたものであって、日本が自存自衛のために行 中国国民の抗日・侮日行動によって引き起こさ ること、また満州事変を含め日中戦争を当時の 関与を認めない、など歴史的事実をゆがめて 殺の存在を疑問視し、 その理由は、「つくる会」教科書は、南京大虐 従軍慰安婦について国

定を経てきた。 編集の教科書が育鵬社から、それぞれ教科書検 教科書採択に際して「つくる会」編集の教科書 会」と「教科書改善の会」に分裂したが、 (歴史・公民) が自由社から、 「教科書改善の会\_ 従前の「つくる会」は、二〇〇六年「つくる 今回

3

今回もその採択には反対せざるを得ない。 教科書の本質は「つくる会」が編集した二〇〇 年、二〇〇五年のものと変わるところはなく しかしながら、自由社版および育鵬社版 たとえば、歴史教科書においては、①日清戦 0

> 頁 事件そして満州事変から日中戦争へと拡大し 威も強まった。そのもとで、満州の軍事占領で アの南下によって安全を脅かされた日本が起こ ○○一年版、二○○五年版以来変わっていない。 曲し侵略戦争を美化する内容であるところは一 ら解放するための戦争である(自由社版二三三 た(自由社版二二二頁、育鵬社版二〇六頁)、③ 問題を解決しようとの計画が練られ、 の中国では、排日運動が強まり、北のソ連の脅 版一八二頁、育鵬社版一七一頁)、②辛亥革命後 した自衛のための戦争と位置付けられ(自由社 争や日露戦争について、清国の朝鮮支配、ロシ 「大東亜戦争」は、アジアを欧米の植民地支配か 育鵬社版二○六頁)など、歴史の事実を歪 方、公民教科書においても①国民主権の 柳条湖

現れと位置づけられることからすれば、 ことを意味しており、参政権、公務員の罷免選 すだけでなく、国民自身が主権の行使者である 説明をしていると言わざるを得ない。 を「国民全体」と説明することは極めて 民主権」とは単に国家権力の正統性の根拠を示 る(自由社版五二頁、育鵬社版四二頁)が、 定権、地方特別法の住民投票などはその具体的 国民」を「国民全体」を意味するものと説明す 一面的な

明治憲法以前の天皇制を連続性のあるものとし ②日本国憲法における象徴天皇制と

は明らかであろう。
は明らかであろう。

4

で連合国の要求によって盛り込まれた(自由社版七二頁、育鵬社版四八頁)、④日本の平和社版七二頁、育鵬社版四八頁)、④日本の平和が自衛隊の存在及びアメリカ軍の抑止力に負うが自衛隊の存在及びアメリカ軍の抑止力に負うが自衛隊の存用発、中国の軍備増強が日本の潜在的関係となっている(自由社版一六一頁、 育鵬社版一六十頁)という。

る。

平和主義がもたらす意義を矮小化するものであ

東和主義がもたらす意義を矮小化するものであ

放棄を通じて平和の実現をめざす日本国憲法の

なる「平和」を肯定する見方であり、軍事力の均衡に

歴史観に基づく著しくバランスを欠く記述であて敵対感情を煽るものであり一面的な世界観、国に向けられたものとしていたずらに脅威とし国にのいい。現代の緊張を軽視し、隣国の軍備増強をわがまた、日米同盟の軍事力強化がもたらすアジ

るというほかない。

以上のとおり、今回の「つくる会(自由社版)」および「教科書改善の会(育鵬社版)」の歴史・公民教科書は、いずれも、過去の日本の中史・公民教科書は、いずれも、過去の日本の中国侵略を自存自衛のやむを得ない戦争と描き出して肯定し、国民主権を軽視し「国民」を「国民宣付け、さらに、日本国憲法の平和主義の意義を矮小化している点で、「平和で民主的な国家を矮小化している点で、「平和で民主的な国家を矮小化している点で、「平和で民主的な国家を矮小化している点で、「平和で民主的な国家を援小化している点で、「平和で民主的な国家と言わざるを得ない。

出部会では、今回の教科書採択においても、出部会では、今回の教科書採択にかかわる関係者、教職員、いよう教科書採択にかかわる関係者、教職員、いよう教科書採択にかかわる関係者、教職員、いよう教科書採択にかかわる関係者、教職員、いよう教科書採択にかいても、当部会では、今回の教科書採択においても、当部会では、今回の教科書採択においても、

#### 10一年七月二六日

議 長 鳥 海 準青年法律家協会弁護士学者合同部会

#### 編集後記

▼東日本大震災は東 京電力福島第一原発事故 により、情勢は大きく 変わりました。多くの 法律家がこの問題でさま

聞いたところ、震災で住民の命と暮らしを守 事が原発建設推進とコメントをしていたこと でいますが、 めればと思います。 ったと言っていました。政府であれ企業であ る公務員の役割が再認識されたことが力にな が、ストップさせました。労働組合の役員に 口実に国家公務員の賃下げを目論見ました ではないと思い知りました。▼政府が復興を 故で日本中どこに住んでいても無関係なもの 予定で関心はありませんでしたが、今回の事 を思い出します。実家から遠い場所での建設 て年初の県の広報を読むと、毎年のように知 建設反対運動が長く続いていたこと、帰省し て残念です。▼原発といえば、実家の県では 「青年法律家」で学びつつ、いずれ私も取り組 火事場泥棒は許されません。▼復興問 原発問題も長丁場になると思いますので 個人的には取り組む余裕がなく (中川勝之)